

2024 年 6 月

## Web3.0 と地方創生 —「地方創生 DAO」について②: 近時の動向と今後の展望—

弁護士 寺崎 玄 / 弁護士 長瀬 威志 / 弁護士 山田 智希 / 弁護士 疋田 雄大

### Contents

- I. はじめに
- II. 「地方創生 DAO の構築に係るガイドライン」
  - 1. 本ガイドライン策定の経緯
  - 2. 本ガイドラインの概要
  - 3. 本ガイドラインの意義及び今後の展望
- III. 「金融商品取引法第二条に規定する定義に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令」
- IV. 今後の展望

## I. はじめに

近時、「Web3.0」が、地域の課題解決、地方創生との文脈で取り上げられることが多くなっていることを受け、2024 年 6 月に当事務所から発信したニュースレター「Web3.0 と地方創生～「地方創生 DAO」について①：地方創生 DAO の基本的なコンセプト～」<sup>1</sup>(以下「前月号」という。)から 2 回にわたり、地方創生 DAO に関する概要や近時の課題について概観している。

前月号においては、地方創生 DAO の基本的なコンセプトについて整理したが、本号では、2023 年 12 月に一般社団法人日本暗号資産ビジネス協会が公表した「地方創生 DAO の構築に係るガイドライン」(以下「本ガ

<sup>1</sup> [https://www.amt-law.com/asset/pdf/bulletins18\\_pdf/240612.pdf?mkt\\_tok=Mzc4LVhBSS00NTEAAAGTqVxsROf4t8DNpCU6yKA1vTWNF5S-HZHrpSLQl4yEMA1OjqU-3n3axwK\\_Hcf8QvHh43pCcxLtbTSClehBZaygQdbjLZmEnfKhtULPCde](https://www.amt-law.com/asset/pdf/bulletins18_pdf/240612.pdf?mkt_tok=Mzc4LVhBSS00NTEAAAGTqVxsROf4t8DNpCU6yKA1vTWNF5S-HZHrpSLQl4yEMA1OjqU-3n3axwK_Hcf8QvHh43pCcxLtbTSClehBZaygQdbjLZmEnfKhtULPCde)

ドライン」という。)や、金融商品取引法上の規制を一部緩和する政令改正(以下「本改正」という。)といった法整備状況の概要を紹介していくこととする。

## II. 「地方創生 DAO の構築に係るガイドライン」

### 1. 本ガイドライン策定の経緯

前回号で紹介したとおり、地方創生 DAO の基本的なコンセプトは、信頼性の高いブロックチェーンの仕組みを活用することで、中央集権的に管理者を据えるのではなく、参加者が主体的に意思決定に関与しプロジェクト等を遂行していくことで、地域の課題解決や地方創生に寄与するというものである。

他方で、本ガイドラインによれば、地方創生 DAO については、そもそもその明確な定義やその活動において使用されている用語等が必ずしも統一されていないという点に加え、地方創生に係る活動への参加者に対して開示される情報が必ずしも十分ではないケースや活動自体が虚偽であると疑われるケースもあるとされ、参加を希望する者は信頼できる DAO なのかそうでないのかを事前に把握することができないという点が指摘されている。こうした点を踏まえ、今後地方創生 DAO が発展する中で、金銭的なトラブルをはじめ様々なトラブルが予想され、ひいては、Web3.0 を活用して地方創生を行うといった機運の衰退を招く可能性があるとの問題意識の下で策定されたものが、本ガイドラインである。

### 2. 本ガイドラインの概要

本ガイドラインは、大きく、①地方創生 DAO に係る実態や利用者保護を中心とした課題の整理と、②そこで発見された課題を踏まえた地方創生 DAO の運営者による情報開示の望ましいあり方という 2 つの構成からなる。

#### ① 地方創生 DAO に関する課題

本ガイドラインは、複数の実践例(山古志 DAO、岩手県紫波町、仙台市のみちのく DAO 等)に関するヒアリング・意見交換を通じて発見された内容に基づき、概ね以下のような課題を指摘している。

- 地方創生 DAO に法人格がなく、地方創生 DAO と参加者との関係及び地方創生 DAO において行われる投票等に基づく意思決定等の法的位置づけがあいまいであるという点
- 地方創生 DAO で得た販売収益の法的権利関係があいまいであるという点
- 投票等を通じた意思決定について、法的拘束力がなく、DAO 運営者の善意によって運営されているにすぎないという点

#### ② 望ましい情報開示のあり方

以上の課題に関して、本ガイドラインは一義的な解決策をこれらに提供しようとするものではない。むしろ、本ガイドラインは、実際の地方創生 DAO が非常に多様であることや法制度の整備状況も踏まえ、画一的な法規制の適用は必ずしも望ましいものではないというスタンスを示したうえ、地方創生 DAO に対して法規制を含む特定の枠組みに当てはまることを求めるのではなく、主として地方創生 DAO に係る情報の開示による市場の健全化を促すアプローチを志向している。そして、本ガイドラインが示す具体的な情報開示のあり方は、大別すると、以下のとおり(i)地方創生 DAO そのものに係る情報開示、(ii)地方創生 DAO 参加者及び参加希望者(以下「参加者等」という。)に係る情報開示、(iii)参加者等による投票に係る情報開示、の 3 つに分けられる。

##### (i) 地方創生 DAO そのものに係る情報開示

- 地方創生 DAO の法人格の有無やその種類、法人形態の選択理由等の情報
  - 地方創生 DAO の活動目的や活動概要、トークン購入代金の帰属や参加者等の法的位置づけ等のトークン保有の判断に影響を及ぼす情報
  - トークンの保管方法やリスクの軽減措置等についてセキュリティ上可能な範囲での情報
- (ii) 参加者等に係る情報開示
- 地方創生 DAO との法的な権利義務関係等についての情報
  - 地方創生 DAO への参加方法や要件についての情報
- (iii) 参加者等による投票に係る情報開示
- 地方創生 DAO において行われる投票の法的位置づけや拘束力を確保するために講じている措置等についての情報
  - 投票方法や可決要件、提案内容についての情報<sup>2</sup>

### 3. 本ガイドラインの意義及び今後の展望

以上のとおり、本ガイドラインは、法的拘束力を有するものではないものの、現状当事者らの「善意」に基づき望ましい地方創生 DAO のあり方について試行錯誤が続けられている中、情報開示を通じた市場の健全化という方向性及び地方創生 DAO 運営者が参加者等に対して行うべき具体的な情報開示の内容に関して一定の指針を示す点で意義を有しているように思われる。こうした情報開示の実践を通じ、地方創生 DAO の健全な運営が促進され、参加者等にとって地方創生 DAO により参加しやすくなるような環境が作られていくことが期待される。

## III. 「金融商品取引法第二条に規定する定義に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令」

他方、法整備という観点からは、金融庁によって、金融商品取引法第二条に規定する定義に関する内閣府令の改正の検討が進められ、パブリックコメントを経て 2024 年 4 月に本改正の施行に至った<sup>3</sup>。

II.において言及した地方創生 DAO の法人格については、機関設計を比較的柔軟に行うことができる等の理由で合同会社を用いることが選択肢の 1 つとして議論されている。一方、現行法の下では、トークン化された合同会社等の社員権は一般に電子記録移転権利<sup>4</sup>に該当するとされ、金融商品取引法上、株式等のいわゆる第一項有価証券と同様の厳格な業規制や開示規制等の適用を受けることとなり得る点が、地方創生 DAO にとって障壁となっているとの指摘が一部からなされていた。

そこで、本改正は、一定の要件を満たす場合には、トークン化された合同会社等の社員権について上記の電子記録移転権利に該当しないこととし、通常の合同会社等の社員権と同様、いわゆる第二項有価証券とし

<sup>2</sup> なお、本ガイドラインにおいては、投票に関して、情報開示に加え、投票にかかる提案検討の設定について過度な制限や過剰な提案が行われぬよう適切なバランスを確保すべきである点も指摘されている。

<sup>3</sup> 金融庁のウェブサイト(<https://www.fsa.go.jp/news/r5/shouken/20240201/20240201.html#%E5%88%A5%E7%B4%99>)参照。本改正に関連する「金融商品取引法等に関する留意事項について(金融商品取引法等ガイドライン)」の改定案も同時にパブリックコメント手続の対象として公表されている。なお、本改正は、自由民主党政務調査会デジタル社会推進本部によって DAO の法制度に関する包括的提言がとりまとめられた「DAO ルールメイクに関する提言」を踏まえたものである。

<sup>4</sup> 金融商品取引法 2 条 3 項。

て第一項有価証券と比べてやや緩やかな規制を適用することを目的とするものである。具体的な要件は、①トークン化された社員権を参加者<sup>5</sup>以外の者に取得させ、又は移転することができないようにする技術的措置がとられていること、②いわゆるトークンに表示される権利を有する者がその出資又は拠出の額を超えて収益の配当又は合同会社等が行う事業に係る財産の分配を受けることがないこととされている。何らかの事業等のガバナンスを目的とする DAO の社員権は、一般的なトークンと異なり、社員権そのものが取引の対象とされ高い流通性を帯びることは通常は想定されにくいと思われることから、本改正は、上記の要件を充足し第一項有価証券と同等の規制を及ぼす必要性が必ずしも大きくないそうした社員権について、規制の緩和を一定程度図るものであると位置づけることができる。

## IV. 今後の展望

前回号及び本号の 2 回にわたり、Web3.0、とりわけ DAO と地方創生のかかわりをテーマに、地方創生 DAO に関する法整備や近時の動向について概観してきた。

本ガイドラインが指摘するとおり、一般に「地方創生 DAO」と呼ばれる取組みには様々な態様のものが見られ、少なくとも現時点においてこれらに一定の法人格を求める等、画一的な法規制を適用することが妥当かは、議論の余地があるとされている。本改正において、いわゆる合同会社型 DAO については一定の規制緩和が図られているが、本改正の施行後も依然として第二項有価証券としての規制が適用され得る点には留意が必要であり、本ガイドラインにおいて示されたような情報開示が今後進んでいくか、また法人格も含め今後どのような態様の地方創生 DAO が浸透していくかについては、引き続き注視が必要である。

また、こうした法整備や情報開示の問題以外にも、地方創生 DAO の参加者として当該地域内に居住する地域住民の参加者が少ないという点も課題として挙げられている。仮に全国から参加者を集めることに成功し、課題解決にむけたコミュニケーションが進んでいったとしても、肝心の地元住民の参加者が少なければ、そもそもリアルな課題が参加者らに共有されない可能性がある。DAO という仕組みそのものについて、高齢者を含む地元住民らに対して適切な形で説明し浸透させ、地元住民も巻き込んで地方創生 DAO を促進させていく工夫も求められる<sup>6</sup>。

地方創生 DAO は、地域内外の人々のコミュニティ形成及びそうした人々による課題解決に寄与する新しい形態のガバナンスのあり方として、その将来性に期待が寄せられている。前回号及び本号における整理が、そうした地方創生 DAO に関する検討の一助となれば幸いである。

---

<sup>5</sup> 条文上、参加者は「業務を執行する社員(当該権利を有する者が社員となる合名会社、合資会社又は合同会社が行う事業に係る業務執行の決定について同意をするか否かの意思を表示し、かつ、当該事業の全部又は一部に従事する者に限る。)」と定義されている。

<sup>6</sup> 菅原壮弘「Web3 を活用した地方創生モデルの取り組み-岩手県紫波町での挑戦-」(開発工学 2022 年 42 巻 2 号) ([https://www.jstage.jst.go.jp/article/kaihatsukogaku/42/2/42\\_143/\\_pdf/-char/ja](https://www.jstage.jst.go.jp/article/kaihatsukogaku/42/2/42_143/_pdf/-char/ja)) 参照。

- 
- 
- 本ニュースレターの内容は、一般的な情報提供であり、具体的な法的アドバイスではありません。お問い合わせ等ございましたら、下記弁護士までご遠慮なくご連絡下さいますよう、お願いいたします。
  - 本ニュースレターの執筆者は、以下のとおりです。  
弁護士 寺崎 玄 ([makoto.terazaki@amt-law.com](mailto:makoto.terazaki@amt-law.com))  
弁護士 長瀬 威志 ([takeshi.nagase@amt-law.com](mailto:takeshi.nagase@amt-law.com))  
弁護士 山田 智希  
弁護士 疋田 雄大 ([takahiro.hikida@amt-law.com](mailto:takahiro.hikida@amt-law.com))
  - ニュースレターの配信停止をご希望の場合には、お手数ですが、[お問い合わせ](#)にてお手続き下さいますようお願いいたします。
  - ニュースレターのバックナンバーは、[こちら](#)にてご覧いただけます。

---

アンダーソン・毛利・友常 法律事務所

[www.amt-law.com](http://www.amt-law.com)